

記者会見要旨
(2018年11月29日)

挨拶

1. 会長の関根です。本日はご多忙の折、多数ご参集いただき、誠にありがとうございます。
2. 協会の行う記者会見は、7月に行う定期総会、9月に行う研究大会に合わせて開催するほか、皆様にお伝えしたい情報がある都度開催してきたところですが、4月の記者会見において、今後は定期的を実施して参りたいと申し上げたところですが、今回は、9月の徳島研究大会に合わせた記者会見からおよそ2か月経ったことから開催するに至ったものです。
3. 最近の協会の主な動きとしては、7月23日に70周年記念式典、9月14日に徳島研究大会を開催した他、各種実務指針や研究報告などを公表しておりますが、本日の定例記者会見では、主に10月以降の協会の公表物を中心にご説明いたします。

監査事務所情報開示検討プロジェクトチーム「監査品質の指標（AQI）に関する研究報告」の公表について

4. それでは、資料1に基づき、監査事務所情報開示検討プロジェクトチーム「監査品質の指標（AQI）に関する研究報告」についてご説明いたします。
5. 協会では、2017年2月に監査事務所情報開示検討プロジェクトチームを設置し、上場会社の監査を担う監査事務所が、監査品質の向上に向けた取組を外部に公表する場合や被監査会社の監査役等に説明する場合に用いる監査品質の指標（Audit Quality Indicator、AQI）について、11月21日付けで「監査品質の指標（AQI）に関する研究報告」として公表しました。
6. 金融庁が組織した「会計監査の在り方に関する懇談会」からの提言では、監査事務所自身の透明性の向上が必要であることが示され、監査法人ガバナンス・コードでは、監査法人は、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うことや、その向上に向けた取組状況を監査品質に関する報告書等（報告書の名称は各監査事務所異なります。）で説明することが求められています。
7. そのため、監査事務所が情報開示を行うに当たって参考に資するべく本研究報告を作成したのですが、このAQIとは、「監査品質」を直接測定することが困難であるため、その代替として、監査品質に影響を与えると想定される要因を選択して定量的に示したものです。
8. また、個々の監査事務所の規模や状況に応じて、監査品質の向上のための取組の全体像をバランスよく示す適切な組合せとする必要があります。本研究報告に記載された項目を必ず記載しなければならないものではなく、AQIの数値の高低による単純比較や、数

値そのものだけで優劣を判断することは適切ではありません。今後、利害関係者との対話に基づき、AQI がより洗練されたものに収れんしていくと認識しています。

9. 監査事務所が情報開示を行うことで、外部の利害関係者が監査事務所における監査品質の向上に向けた考え方や取組などを適切に評価した上で監査人を選択することを可能とし、それが監査人に対する監査品質の向上へのインセンティブとなり、監査品質の持続的な向上をもたらす好循環となることを期待しています。

「監査基準の改訂に関する意見書」に対応する監査基準委員会報告書 701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」等の公開草案の公表について

10. 公開草案の説明の前に時系列を追って説明したいと思います。
11. まず、資料 2-1 をご覧ください。企業会計審議会から 2018 年 7 月 5 日付けで「監査基準の改訂に関する意見書」が公表されました。そして協会では、これを受けて、7 月 20 日付けで会長声明「「監査基準の改訂に関する意見書」の公表を受けて」を発出しています。
12. 会長声明では、会員各位に対して、公共の利益に資するという監査の本来的な役割を踏まえ、実施した監査の内容に関する「監査上の重要な検討事項 (KAM)」が利用者にとって適切な情報となるように取り組むとともに、東証一部上場企業の監査において早期適用に向けた検討を行うよう要請しています。
13. 続いて資料 2-2 と資料 2-3 をご覧ください。KAM の適用に向けて、監査基準委員会報告書等の実務指針の整備も行い、改訂監査基準及び国際監査基準を踏まえて、10 月 19 日付けで公開草案を公表しました。
14. KAM の制度導入は、これまでの標準文言による画一的な監査報告書から、個々の企業の監査に固有の情報を提供する監査報告書への大きな転換点です。これにより、実施した監査の透明性を向上させ、監査報告書の情報価値を高めることにその意義があります。
15. また、監査報告書に KAM を記載することによって、財務諸表の利用者の監査や財務諸表に対する理解が深まり、経営者との対話が促進されることや、監査人と監査役等との間のコミュニケーションや、監査人と経営者の間の議論を更に充実させることを通じ、コーポレートガバナンスの強化や、様々な監査の過程で識別したリスクに関する認識が共有されることによる効果的な監査の実施につながります。
16. なお、KAM は監査人が監査役等と協議を行った事項の中から絞り込みが行われ、個々の監査業務で特に重要な事項として決定されるものです。相対的な概念であり、同業他社間で単純比較（数や個数を含む。）することは適切ではないと考えられています。
17. 適用時期については、KAM の記載は 2021 年 3 月決算に係る財務諸表の監査から適用し、それ以前の決算に係る財務諸表の監査から適用することを妨げず、早期適用を認めています。
18. 本公開草案は、11 月 30 日までを意見募集期限とし、寄せられた意見を踏まえて確定版

とするために検討を進めていきます。また、寄せられた意見や実務上の課題等を踏まえ Q&A(研究報告)を公表することも検討しています(2019 年 3 月ぐらいに公開草案予定)。

I T 委員会研究報告「次世代の監査への展望と課題」(公開草案)の公表について

19. 資料 3 をご覧ください。協会は、かねてより、I T 技術の発展がもたらす監査環境の変化に応じた未来の監査の在り方について調査・研究を行っており、このたび、I T 委員会研究報告「次世代の監査への展望と課題」として一応の検討を終えたため、公開草案として 10 月 25 日付けで公表しました。
20. 協会は、2016 年に I T 委員会研究報告第 48 号「I T を利用した監査の展望～未来の監査へのアプローチ～」を公表しており、各所から反響を頂きましたが、その後も I T 技術の発展は目覚ましく、これらが未来の監査の在り方に及ぼす影響も大きいと考えられることから、本研究報告の検討を進めてまいりました。
21. 本研究報告の構成としましては、まず、最近の I T 技術の進展が、被監査会社たる企業と監査人側の双方にどのような影響を及ぼすかについて、A I、ロボティクス・プロセス・オートメーション、ブロックチェーン等の技術を取り上げて説明しております。その上で、次世代の監査を実施するに当たっての諸課題について、監査チームや教育制度の在り方など、我々監査人側の観点、データ入手に当たっての被監査会社との協力といった観点、データの標準化といった社会インフラという観点など、様々な切り口から考察を行っております。
22. 最後に、未来の公認会計士像として、2030 年頃の社会で A I をはじめとしたデジタル技術の発展により公認会計士の仕事がどのようになっているかをストーリー仕立てで分かりやすく示していますので、是非ご一読いただければと思います。
23. 本公開草案は、11 月 25 日を期限として意見募集を行い、複数の意見が寄せられました。今後、寄せられた意見を踏まえて確定版とするために検討を進めてまいります。
24. 協会では、本研究報告の公表後も、I T 技術の発展が社会に及ぼす影響について引き続きキャッチアップするとともに、こうしたイノベーションによって将来的に我々の業界が直面すると考えられる課題について、できるだけ早期のうちから予見し、必要な対応を行っていく所存でございます。

公認会計士社外役員ネットワーク特別セミナー「ガバナンス改革は形式から実質へ」開催について

25. お手元の資料 4 をご覧ください。11 月 22 日に、公認会計士社外役員ネットワーク特別セミナー「ガバナンス改革は形式から実質へ」を開催しました。東京会場では、約 320 人にご参加いただいた他、全国 14 か所の中継会場も含め、全体では約 500 人にご参加いただきました。
26. 協会では、公認会計士社外役員ネットワークを昨年に発足し、社外取締役及び社外監査

役に現在就任している公認会計士や、就任することを目指す公認会計士に対し、社外役員として企業のガバナンスに貢献するための資質維持・向上、様々な場面に的確に対応するための経験の共有等の施策を行ってきました。

27. ガバナンスと一言で言っても、企業によって経営環境やビジネスモデル、戦略、企業文化、理念などが千差万別であり、コードの趣旨を踏まえて中長期的に企業価値を向上させるガバナンスを実現することは簡単ではありません。そこで、皆様のそのような悩みに対して、何かしらのヒントや参考となる情報を得る機会を提供できればと思い、一般の方も対象として本セミナーを開催しました。
28. セミナー前半では、公認会計士社外役員ネットワークの藤沼 亜起代表幹事から、2018年改訂コーポレートガバナンス・コードから見た企業改革への期待、本人の社外役員としての約10年間にわたっての蓄積とご経験に基づき、ガバナンスがどのように変化してきたか、またその中で社外役員としての役割がどのように変わってきたかについてご講演いただくとともに、アサヒグループホールディングス株式会社 代表取締役会長の泉谷 直木さんから、ガバナンス改革を先駆的に進めてこられたお立場から、「ガバナンス改革第3幕の始まり」についてご講演いただきました。
29. 後半のパネルディスカッションでは、「企業と投資家との対話を支える独立社外役員」と題し、パネリストとして泉谷 直木さん、ニッセイアセットマネジメント株式会社 チーフ・コーポレート・ガバナンス・オフィサー上席運用部長で ICGN 理事の井口 譲二さん、一橋大学大学院 経営管理研究科 経営管理専攻教授の江川 雅子さんに登壇いただき、公認会計士社外役員ネットワークの内山 英世幹事をモデレーターとして、企業のガバナンス改革の現状、社外役員への期待、取締役会の多様性、公認会計士に期待すること、といった論点について熱心な議論が交わされました。
30. 当日のセミナー概要及びプログラムにつきましては、当協会ウェブサイトに掲載しております。また、詳細な模様は、後日、当協会の機関誌「会計・監査ジャーナル」2019年3月号（2019年2月発行）へ掲載を予定していますので、ご覧いただければと思います。
31. 協会では、引き続き、公認会計士が社外役員として企業のガバナンスに貢献するための資質維持・向上に向けて取り組んで参ります。

- - - -

32. 協会は、公認会計士の自主規制団体として、企業内容等開示制度に関する報道については、常に注意を払っており、それぞれの状況に応じて対応を図っています。近時、大手自動車メーカーの役員報酬を巡り金融商品取引法違反の疑いがあるとして会長が逮捕されました。現在、協会では事実関係の把握に努めているところであります。

主な質疑応答

Q：大手自動車メーカーの有価証券報告書の役員報酬開示に関し会長が逮捕された。役員報酬の記載自体は監査の対象とはなっていないが、協会としての対応を聞きたい。

A .ご指摘のとおり金融商品取引法に基づく監査の対象は経理の情報に記載された財務諸表であり、役員報酬の開示は財務諸表とは別に記載されているため、当該開示自体は監査の対象ではない。

現時点の報道だけでは財務諸表に影響を与えるかどうかも分からないため、事実関係の把握に努めているところだ。

Q：事実関係の把握とは、具体的にどのようなことを行っているのか。監査人である監査法人に話をきいているのか、それは、懲戒手続の一環なのか。

A .報道を見ても、記事ごとに内容が異なっていることもある。様々な報道を確認して整理しているほか、監査法人からも話を聞いている。なお、監査法人に対して話を聞いているという調査を開始したと受け取られるかもしれないが、本件は事実関係の把握を行っている段階である。

Q：大手自動車メーカーの事案は、監査人が被監査会社から監査報酬をもらっていることの限界であるといわれているが、協会としてどう思うのか。

A .個別事案には答えられない。なお、被監査会社から監査報酬をもらっていることで監査に限界があるとは認識していない。

以 上